

## 証紙制度の見直しについて

### 1. 制度概要

昭和38年の地方自治法改正に伴い、同法第231条の2により、使用料・手数料について証紙による収入が認められ、本県では翌年「岡山県収入証紙条例」を制定・施行し、証紙による収納を制度化した。

現在、岡山空港使用料や自動車運転免許手数料など95種類の使用料や手数料を証紙により収納しており、令和3年度の収入実績は、約28億8千万円となっている。

### 2. 制度見直し

利用者にとっては、証紙の介在をなくすことで、申請等に必要な証紙の購入・貼付が省けるとともに、収納方法の多様化により、利便性向上が見込まれること、また、県としても証紙の調達・管理に要するコストの縮減が図られることなど、効果や効率性を総合的に勘案し、証紙制度を廃止することとした。

なお、昨年10月に策定した「岡山県DX推進指針」にも、県独自の行政手続きに係るオンライン化の推進を記載しており、その取組方針のひとつとして、「県証紙の廃止を含めた検討」を盛り込んでいる。

### 3. スケジュール

- ・令和5年2月定例会に関係条例の改正案を上程
- ・令和5年10月1日からの制度廃止を予定

### 4. 制度廃止後の収納方法

今後、手数料等を所管している各所属において、個々の業務内容に合わせて決定することとなるが、次のような収納方法が想定される。

- ① キャッシュレス決済や現金による窓口収納（収納事務委託を含む）
- ② 納入通知書による納付
- ③ 電子申請への移行（クレジットカード決済）

### 5. 制度廃止に伴う証紙の買戻し

- ・県民や売りさばき人が所持している未使用の証紙を、所持人からの請求に基づき、県が買戻す
- ・買戻し期間は、制度廃止日から5年間を予定